

災害時の協力体制に関する協定書

遠野市（以下「甲」という。）とSMC株式会社（以下「乙」という。）は、災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。）が発生した場合又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）の協力体制に関し次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時において甲及び乙が相互に協力することにより、被災者及び避難者の支援体制の充実を図り、もって住民生活の安全確保に資することを目的とする。

（協力の要請）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、災害時において相互に協力を要請し、この協定の内容に従って可能な限り緊密な連携を保つものとする。

2 前項に規定する要請（以下「要請」という。）は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭その他の連絡手段により要請を行い、事後速やかに文書を提出するものとする。

（協力の内容）

第3条 前条第1項の協力の内容は、次のとおりとする。

- (1) 災害時における備蓄備品の提供
- (2) 救援物資の受け入れ及び仕分けの作業
- (3) 避難施設その他災害時における各支援の拠点となる施設の運営補助

（費用の負担）

第4条 災害時に必要な物資の調達及び要員の確保に乙が要した費用は、必要に応じて甲が負担するものとする。

2 前項に規定する甲が負担する費用の額は、甲乙協議の上、決定するものとする。
(報告)

第5条 甲は、要請を円滑に行うことができるよう、乙が保有する備蓄備品の品名及び数量並びに要員の状況について、必要に応じて乙に報告を求めることができる。

2 乙は、前項に規定する報告の求めがあったときは、可能な限り協力するものとする。
(扶助費)

第6条 甲は、第2条第1項の規定に基づく要請をした場合において、従事したことにより乙の要員が死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合は、災害救助法の規定に基づき支給される扶助金の例により扶助費を支給する。

（協定の期間）

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和4年3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、この協定の有効期間満了日の1箇月前までに甲乙いずれかがこの協定の解除又は変更の申出をしないときは、この協定の有効期間満了日の翌日から起算してなお1年間効力を有するものとし、以後同様とする。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定の内容に関し疑義若しくは変更を必要とする事項が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名の上各自1通を保有する。

令和3年10月15日

甲 遠野市

代表者 遠野市長



乙 東京都千代田区外神田四丁目14番1号

SMC株式会社

代表取締役社長



（代理）

SMC株式会社

執行役員製造本部副本部長

遠野事業所遠野工場長

